

京都府立医科大学大学院保健看護学研究科 博士後期課程の学位に関する取扱内規

〔平成 31 年 4 月 23 日〕
保健看護学研究科教授会議

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本内規は、京都府立医科大学大学院学則（以下「学則」という。）、京都府立医科大学学位規程（以下「学位規程」という。）、京都府立医科大学大学院保健看護学研究科博士後期課程授業科目履修規程（以下「履修規程」という。）、京都府立医科大学大学院保健看護学研究科博士論文審査取扱要領（以下「論文審査取扱要領」という。）に定めるもののほか、京都府立医科大学大学院保健看護学研究科博士後期課程（以下「博士後期課程」という。）における学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 研究指導

(研究指導教員)

第 2 条 博士後期課程の研究指導は、原則として当該学生を指導する特別研究単位認定教員（以下「研究指導教員」という。）及び研究指導の補佐を行う副研究指導教員 2 名の計 3 名で行うものとし、副研究指導教員は、特別研究を担当する教員から研究指導教員が指名する。

2 学生は、別記様式第 1 号により、希望する研究分野および研究指導教員を申し出ることとする。ただし、出願時における事前相談等連絡票もしくは入学志望書に記載した志望研究分野および教員と現在の希望が同一である場合、別記第 1 号様式を提出しないことができる。

3 研究指導教員は、保健看護学系研究委員会（以下「研究委員会」という。）において決定の上、大学院保健看護学研究科教授会（以下「教授会」という。）に報告するものとする。また、研究指導教員は、指名した副研究指導教員について、別記様式第 2 号により示し、研究委員会に報告するものとする。

4 研究指導教員および副研究指導教員の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、研究委員会での決議に基づき、これを変更することができるものとし、変更した内容については教授会に報告するものとする。

(研究計画の作成)

第 3 条 学生は、研究課題を決定の上、研究指導教員による指導の下、研究計画書発表会に向けて研究計画の立案を図り、研究計画書を作成しなければならない。

(APRIN e ラーニングプログラムの履修)

第 4 条 学生は、研究倫理に関する国際標準の知識を身につけるため、APRIN e ラーニングプログラム (CITI Japan) に登録し、これを終了しなければならない。

(研究計画書発表会)

第 5 条 学生が作成した研究計画書に関し、研究指導教員および副研究指導教員以外の教員からも指導を受け、内容の改善、向上を図る機会として、1 年次の 1 月末までに研究計画書発表会を開催する。同発表会において学生は、自らの研究計画書を発表しなければならない。

また、学生は、別記様式第 3 号により、別途定める期日までに研究指導教員を経て保健看護学研究科長に研究計画書の審査を申請しなければならない。

なお、同発表会は原則年 2 回（9 月、1 月）開催するものとし、日時等詳細は、研究委員会において決定の上、教授会に報告するものとする。

(研究計画書の提出)

第 6 条 学生は、研究計画書を別途定める期日までに教育支援課に提出しなければならない。また、研究指導教員は、提出された研究計画書を研究計画書審査会に付議しなければならない。

(研究計画書審査会)

第 7 条 研究計画書審査会の委員は、学生の研究指導教員と副指導教員の 3 名で組成し、発表会の実施日から 1 週間以内に研究計画書審査会を開催する。同審査会において学生は、自らの研究計画に関

する発表を行うとともに審査委員からの口頭試問に応答する。審査委員は、書面で提出された研究計画書の内容に加え、学生の発表及び口頭試問の結果に基づき、評価を行うものとする。

また、審査委員は、別記様式第4号により審査結果を教授会に諮り、その決議を経なければならない。

(研究の開始)

第8条 学生は、倫理審査委員会の許可を経て、研究に着手することができる。

(中間発表会)

第9条 学生が行う研究進捗の確認や今後の方向性に対する幅広い教示等を目的として、2年次の2月に中間発表会を開催する。学生は、別記様式第5号を、別途定める時期までに保健看護学研究科長に提出の上、同発表会において自らの研究内容に関する発表を行わなければならない。

中間発表会は、外部非公開とし、当該学生及び第7条に規定する審査委員の出席を以って実施するが、保健看護学系研究委員長もしくは研究指導教員の判断により、本学の他の教員及び保健看護学研究科生の参加を可能とする。

第3章 その他

(長期履修制度を活用する学生)

第10条 長期履修制度を活用する学生に係る中間発表会の開催時期は、第9条に関わらず、当該学生の研究の進捗状況を勘案し、2年次の2月から4年次の9月までの間で別途設定する。

(各条で規定する時期)

第11条 各条で規定する時期の時日については、研究委員会において決定する。

附則

この取扱内規は、平成31年4月23日から施行する。

附則

この取扱内規は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この取扱内規は、令和7年4月1日から施行する。